

「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」開催要綱（案）

（目的）

第1条 危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、危険物が流出した場合の影響が大きいことから、過去に発生した地震を教訓に技術基準の見直しを重ね、東北地方太平洋沖地震でも、危険物の流出事故はほとんど報告されていない。

しかしながら、中央防災会議等において、南海トラフ地震等の想定地震動の検討も進んでおり、新たな大規模な地震動に対する屋外タンク貯蔵所の耐震安全性について検討を行う必要があることから、屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

（調査検討事項）

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- （1）屋外タンク貯蔵所のタンク本体の耐震安全性に関する事項
- （2）屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤の耐震安全性に関する事項
- （3）その他必要な事項

（組織）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成29年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成27年7月3日から実施する。